

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 17 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

こども家庭庁成育局支援金制度等準備室
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

子ども・子育て支援金制度に係る周知・広報について（依頼）

こども施策の推進につきまして、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年度から施行される子ども・子育て支援金制度については、国民に丁寧に周知していくことが重要であることから、今般別添 1 のとおり周知に用いるリーフレットを作成いたしました。各保険者におかれましては、下記内容について御承知いただくとともに、関係保険者への周知の上、制度の施行に向けて更なる周知・広報に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、加入者からの問い合わせに当たっては、別添 2 の FAQ を併せて御活用ください。

記

1 リーフレット（別添 1）及び FAQ（別添 2）の活用方法

リーフレットについては、ホームページへの掲載や、印刷のうえ自治体窓口で配布するなど、適宜周知・広報に御活用ください。FAQ（別添 2）は、加入者からの問い合わせに対応する際に各保険者で御活用いただくための参考例として送付するものです。加入者向けの周知・広報には、リーフレット（別添 1）を御活用ください。

2 費用について

周知・広報に係る経費については、「子ども・子育て支援事業費補助金（子ども・子育て支援金制度施行準備事業）」の補助対象としているため、「子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム整備等の実施について」（令和7年2月17日付けこども家庭庁成育局長通知こ成事第100号）を確認のうえ、必要に応じて申請いただくようお願い申し上げます。

【連絡先】

こども家庭庁成育局支援金制度等準備室

直 通：03-6858-0114

E-mail：kodomoshienkin@cfa.go.jp